

税務課からのお知らせ



早めの納税 早めの申請

軽自動車税の納付は5月31日(月)、口座振替は5月27日(木)、減免申請は5月31日(月)までです。お忘れのないようにお願いします。

①軽自動車税の納付は？

現金納付の人 (右記①、②のいずれかで納付してください。)	納付場所		納付期限	納付に必要なもの
	①役場窓口	<ul style="list-style-type: none"> ●肥後銀行派出所 ●会計課 		
②金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ●肥後銀行 ●阿蘇農協 ●九州管内のゆうちょ銀行(沖縄を除く) ●熊本銀行 ●熊本県信用組合 			
口座振替納付の人	5月27日(木)引落としとなります。残高の確認をお願いします。			

②軽自動車税の減免申請を受けられる場合があります

減免申請	申請要件		手続き場所	減免申請に必要なもの		
	①公益のため直接専用するもの				役場税務課で手続きできます。軽自動車税の納期限(5月31日)までに申請してください。	●自宅に送付された納付書
	②障がいをお持ちで歩行が困難な人					●車検証(減免を受ける年の4月1日現在の所有者が減免要件に当てはまるもの)
対象となる車	使用している人	●使用者の運転免許証				
○身体に障がいがある人がお持ちの軽自動車(18歳未満の場合は、生計を一にする人がお持ちの軽自動車)	○障がいがある人本人		●印鑑			
○精神に障がいがある人がお持ちの軽自動車(生計を一にする人がお持ちの軽自動車)	○18歳未満で、身体に障がいがある人、または精神に障がいがある人と生計を一にする人		●各障害者手帳・戦傷病者手帳			
○身体、または精神に障がいがある人の利用のために構造された軽自動車	○身体障がい、または精神障がいのある人のみで構成される世帯は、障がいをお持ちの人を常時介護する人		●個人番号が確認できるもの(通知カード・マイナンバーカード・個人番号が記載された住民票など)			

*減免台数は1人に1台とし、普通自動車などとの同時の申請はできません。

*障がいの程度により、減免の対象とならない場合があります。

〈問い合わせ〉税務課 軽自動車税係 TEL(67) 2703

自動車税の納付は5月31日(月)までに

4月1日現在で自動車を所有している人へ、自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の5月31日(月)までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局(鹿本については鹿本市役所)、自動車税事務所で納めていただきますようお願いします。

また、パソコンやスマートフォンなどから、インターネットを利用した納付もできます。

〈問い合わせ〉熊本県北広域本部 収税課 TEL0968 (25) 4116 熊本県自動車税事務所 TEL096 (368) 4020

令和3年度 南阿蘇村税納期のお知らせ

	納付期限	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	
					普通徴収	特別徴収(年金)
4月	*****					第1期
5月	5月31日(月)		第1期	全期		
6月	6月30日(水)	第1期				第2期
7月	8月2日(月)		第2期		第1期	
8月	8月31日(火)	第2期			第2期	第3期
9月	9月30日(木)	第3期			第3期	
10月	11月1日(月)		第3期		第4期	第4期
11月	11月30日(火)	第4期			第5期	
12月	12月27日(月)				第6期	第5期
1月	1月31日(月)				第7期	
2月	2月28日(月)				第8期	第6期
3月	*****					

◎**村県民税および固定資産税の納付書は第1期に全期の納付書を送付しますので支払い忘れにご注意ください。**

◎口座振替を申し込まれている人は、毎月27日に振替されますので残高の確認をお願いします。

(27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)

◎12月は納期限12月27日(月)・口座振替**12月20日(月)**になります。

◎村県民税・国民健康保険税の特別徴収は、年金からの天引きになりますので、納付書は発送されません。

相続登記はお済みですか？法務局からのお知らせです

相続登記がされずに放置されると…

- ①相続が「争続」問題になってしまう。
- ②相続登記をしていない間にさらに相続が発生すると、誰が相続人となるのかの調査に時間がかかるうえ、相続登記の手続費用が高額となります。
また、所在不明の人に相続が発生した場合などは、登記を含めた相続の手続きが極めて困難となります。
- ③相続した不動産を売りたい、お金が必要となり相続した不動産を担保に入れたいと思ったときにすぐにできないなど、不利益を受けることがあります。
- ④所有者の把握に時間がかかり、防災、災害復旧のための工事が進まないなど、様々な社会問題の発生原因となりかねません。



自分の権利を大切に守るため、次世代の子どもたちのために、未来につなぐ相続登記をしませんか？

令和2年7月10日から、法務局において、自筆証書遺言書を保管する制度の取扱いを始められています。

自宅などで自筆証書遺言書を保管する場合「紛失」「相続人による廃棄、隠匿、改ざん」「相続をめぐる紛争」などの問題が生じるおそれがあります。この制度は、法務局に自筆証書遺言書を保管していただくことで、遺言書の紛失や隠匿などが防止でき、遺言書の存在の把握が容易にできることから、安心して預けていただける制度です。

詳しい手続きは「熊本地方務局HP」でご覧いただけます。



熊本地方務局
HP

〈問い合わせ〉熊本地方務局阿蘇大津支局 TEL096 (293) 2272